



# 企業法務ニュースレター

F&Partners 司法書士法人

平成22年6月号

## 1. はじめに

みなさんこんにちは、司法書士の北詰健太郎です。このニュースレターは企業法務に関するテーマについて、取り上げさせていただいております。

6月に入ってクールビズの季節となりました。私は来客や訪問が多いので基本的にネクタイをつけていることが多いのですが、なるべくエアコンに頼らないように扇子を持ち歩いたりして暑さ対策をしています。

## 2. 今回のテーマ

今回のテーマは、「与信管理」です。

不況がだらだらと続いている印象ですが、皆さんの業界ではいかがでしょうか？少しずつ回復しているという報道もちらほら聞かれますので、業界によっては調子が良くなっているところもあるのかも知れませんね。しかし、最近よくご相談を受けるのは、売掛金や家賃などの債権回収についての相談です。不況期ならではのご相談ですので、今回は債権未回収にならないために行なう「与信管理」について取り上げさせていただきます。

## 3. 与信管理のポイント

皆さんは取引先のことをどれくらい知っていますか？「社長のことなら奥さんや家族構成まで何でも知っているよ。」という人から「担当者と事務的な話をするだけ。」という人もいますでしょう。では、その取引先は資本金はいくらですか？または役員は誰で何人いますか？取締役会などの設定はありますか？代表取締役の住所は？不動産は持っていますか？このことに全て答えられる人はなかなかいないでしょう。債権回収を行ううえでの与信管理においてはこれらの情報が役立ちます。ここでは与信管理に使える書類などをご紹介します。

### ① 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

商号（会社の名前のこと）、本店の所在場所、資本金、役員、代表取締役の住所などの会社にとって重要な情報が載っている書類になります。

法務局で誰でも1通1000円で取得することが出来ます。資本金＝会社の資金力というわけではありませんが、大体の規模を知ることが出来ます。また、役員が全員同じ苗字の方が名前を連ねていれば一族で経営しているのかな？と予想することが出来ます。

他にも役員が一斉に交代しているなどの履歴があれば、何かトラブルがあ

ったのかも知れないなども予想できます。このように一つ書類を取得するだけでも、取引先の会社のことを知ることができます。

なお、きちんと登記されている会社でなければ登記簿が存在しませんので取得することが出来ません。

## ② 不動産登記簿謄本（登記事項証明書）

不動産の現況（どれくらいの大きさか等）や所有者、担保設定の状況がわかる書類になっています。商業登記簿謄本と同じく法務局で一通1000円で誰でも取得することが出来ます。商業登記簿謄本の本店の所在場所から調べてその不動産登記簿謄本を取得すれば、その会社の本店が自前の不動産なのかまたは別の人の所有なのかわかります。また、商業登記簿謄本に載っている代表取締役の住所から調べてその住所地の不動産登記簿謄本を取得すれば代表取締役の不動産か否かがわかります。

取引先の不動産登記簿謄本を見るポイントとしては、担保がどれくらい付いているか？差し押さえが入っているか？などが見るポイントとして挙げられます。あまりにも担保設定がされていれば、その不動産を担保に取ってもあまり効果は無いかもしれません。しかし、優良な不動産であればいざというときに相手の不動産を差し押さえ、債権保全できることもありますので調べておくことが良いでしょう。

## ③ 企業調査会社のデーター

ある程度の規模の会社であれば、企業調査会社のデーターを取得して業績などを調べてみるもの方法です。

## ④ 自分の感覚で感じ取る

与信管理には、上に紹介させていただいた以外にもさまざまな方法がありますが、やはり普段取引をしているご本人の感覚は重要です。

取引先に訪問したとき、会社の雰囲気はどうでしたか？暗くかったり、従業員が投げやりになって横柄な態度になっていませんか？また、以前は電話をしたらすぐに出てくれたのに、なかなかつながらなくなったなど、取引先の変化を敏感に感じ取ることが大切です。



#### 4. 最後に

ご相談にこられる方々がよくおっしゃる言葉があります「もう我慢の限界だ。」と。取引先との関係もありますから、皆さん我慢に我慢を重ねているんですね。しかし、相手に夜逃げてからでは債権回収は出来ません。そのためにも普段から与信管理をすることが大切なんですね。債権回収に踏み切るか否かは重要な経営判断です。その判断を下す上でも、今回紹介させていただいた方法を試してみてはいかがでしょうか？

#### 著者紹介



氏名：北詰健太郎

資格：司法書士

学歴：同志社大学 法学部卒

専門：債権回収、労務問題、

備考：NPO法人同志社大学産学連携支援ネットワーク会員

一言：フットワークの軽さと親しみやすさで皆様をサポートします！

#### 事務所紹介

司法書士法人 F & P a r t n e r s

大阪府中央区内本町一丁目1番1号 OCTビル3階

Tel.06-6944-5335 Fax06-6944-5336

E-Mail [f-office@256.co.jp](mailto:f-office@256.co.jp)

HP <http://www.kigyohoumunavi.com/>

大阪：社員 濱口 光博 簡裁代理認定番号第612364号

京都：社員 藤巻 米隆 簡裁代理認定番号第313089号

ご注意：このニュースレターの情報はその内容の正確性・妥当性の確保に務めていますが、それを保証するものではありません。このニュースレターの情報をご利用になられたことによって生じたいかなる損害につきましても、弊事務所は一切の責任を負いませんのでご注意ください。法律相談は司法書士法第3条に定める範囲に限ります。